

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（B）のシャフト軸受部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉建屋床ドレンサンプ（A）の導電率計に指示値不良（瞬間的に上昇する）が認められたため、当該導電率計を点検・修理	D	
3	1号機	起動変圧器の吸湿呼吸器用乾燥剤（シリカゲル）の劣化状態確認用窓に汚れが認められたため、当該窓を点検・清掃	対象外	
4	1号機	主変圧器脇の変圧器防災装置配管上の階段用踏み板に腐食が認められたため、当該階段を点検・修理	D	
5	1号機	循環水配管用電気防食装置（Z-8）の過防食電位を示す警報表示ランプが点灯したため、当該箇所の電位を調整	対象外	
6	2号機	主復水器補給水調整弁のグランド部より水のリーク（20秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	2号機	チリ中部沿岸を震源とする津波発生時、スクリーン潮位計に潮位低を示す警報が発生したため、当該潮位計の警報設定値を点検・調整	D	
8	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）用デイトンク室の暖房用ヒーター蒸気入口配管の保温材より水のリーク（20秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	5号機	廃棄物処理系制御盤裏面の保護継電器収納ボックス用カバー（ガラス製）に破損が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
10	6号機	復水前置ろ過器（C～F）及び復水ろ過系配管の耐圧試験記録について、検査計画書番号に誤記が認められたため、対応検討	D	
11	6号機	復水前置ろ過器及び復水ろ過系配管製作のための溶接事業者検査記録の再確認において、過去の記録の一部に溶接事業者検査員確認印欄に捺印漏れ（1箇所）が認められたため、対応検討	D	
12	集中環境施設	補助ボイラ（B）洗浄用空気配管の点検において、フランジ接続部のシート面に浸食箇所が認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	集中環境施設	高温焼却炉設備の保守用クレーン（A及びB）の乗移り装置に取付けられているストッパ開閉ロッドの取付ボルト（2本のうち1本）が破損し、ガイドローラーの外れが認められたため、当該装置を点検・修理	D	
14	集中環境施設	サイトバンカ設備建屋とサプレッションプール水サージタンク建屋の連絡通路用火災報知器（1台）に結露による誤動作が認められたため、当該火災報知器を点検・修理	D	
15	その他	使用済燃料共用プール設備建屋の燃料取扱機（主ホイスト）と水中照明との接触による水中照明器具の変形が認められたため、対応検討	C	
16	その他	使用済燃料共用プール設備建屋のトラックエリア用火災報知器（1台）に誤動作が認められたため、当該火災検知器を点検・修理	D	
17	その他	使用済燃料共用プール設備建屋の常用電気品エリア給気冷却器用ドレン受皿下流側の排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで